

令和 4 年 1 月 2 1 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
代 表 03-5253-8111

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案並びに
建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針及び
建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、
方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示案に
関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 3 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案並びに建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針及び建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令案並びに建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針及び建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※20 の個人・団体から合計 51 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
今般規定される「直通階段で屋外に設けるものが木造である場合」の定義を明確にすべきではないか。	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 121 条の 2 における「前二条の規定による直通階段で屋外に設けるもの」の定義と同様であり、その旨は「図書の種類」により明らかであると考えております。なお、令第 120 条及び第 121 条の規定による直通階段で外気に開放されている部分があり、段板又は段板を支えるけた等の荷重を支える部分に、木造を使用している場合は、これに該当するものと考えられます。

本改正により確認申請時の添付図書及び明示すべき事項を厳重化するということは、「建築基準法上の不備があった」ということか。	令第 121 条の 2 の規定に適合することについては、建築確認時において従来から二面以上の断面図等で審査されていましたが、適切な審査の更なる徹底のため、添付図書及び明示すべき事項を明確化するものです。
「防腐措置」の具体的な方法、仕様などを明らかにすべきではないか。	「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」（以下「防腐措置等ガイドライン」という。）において、有効な防腐措置が講じられていないと考えられる場合のほか、防腐措置に関して推奨すべき事項を示しており、これらを参考に令第 121 条の 2 への適合について個別に判断することになります。
今般規定される「直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置」について、ガイドラインに準拠する旨など、明示すべき事項を明確にすべき。	当該直通階段の材料の種類並びに構造及び防腐措置について具体的に記載することを想定しています。

国が政令で指定する調査対象建築物だけではなく、各特定行政庁が指定した調査対象建築物についても「建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」を記載させるべき。また、その該当条件も併せて記載させるべき。	今般規定する「建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」の欄には、国が政令で指定する調査対象建築物だけではなく、各特定行政庁が指定した調査対象建築物に該当する場合も含め、要否を記載するものとしています。 また、該当条件については建築計画概要書の記載内容等を元に判断が可能であることから、当該欄に記載させる必要はないと考えております。
別記第 2 号様式では、令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける直通階段が木造である場合に限り、その旨を記載することとしているが、別記第 19 号様式及び第 26 号様式では、令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける直通階段が木造であるか否かを記載することにしており、記入内容が異なることによる記入者の混乱が生じる恐れがあるため、記載内容を統一すべき。	別記第 2 号様式の改正については、審査時や維持保全計画策定に係る指導等の円滑化の観点から、令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける直通階段が木造であるものを把握することを目的としており、当該階段が木造である場合に限りその旨の記載があれば足りるものと考えております。 他方、別記第 19 号様式及び第 26 号様式の改正については、令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける直通階段が木造でない場合も含め、設計図書どおりであることを確認することが必要であると考えております。

別記第 2 号様式について、令第 121 条の 2 の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合の記載例を明らかにすべきではないか。	これまで省令において記載例を明らかにしておらず、規定することとはしませんが、例えば、「令第 121 条の 2 の適用を受ける屋外階段が木造である」と記入することを想定しています。
別記第 3 号様式について、「建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」の確認は確認審査の対象となるか明確にすべき。	「建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無」と同様に取り扱う考えです。
令第 121 条の 2 の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合、規則別記第 19 号様式及び別記第 26 号様式第 4 面「備考」欄には、具体的にどのように記載すべきか明確にすべき。	当該階段が木造であるか否かを記載し、木造である場合は当該階段のそれぞれの部位（屋外階段の段板、側板、蹴込み板、踊り場等の階段を構成する部材、部材同士の接合部及び屋外階段と建築物の木造部分との接合部等）について、木材以外の部分も含め、材料の種類、構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合を行った設計図書、設計図書の内容について設計者に確認した事項、照合方法及び照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）を箇条書き等で記載することを想定しています。

完了検査及び中間検査において、令第 121 条の 2 の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものについて検査すべき事項と検査方法を明確にすべき。	完了検査及び中間検査においては、施工された直通階段で屋外に設けるものが令第 121 条の 2 に適合していることに加え、当該階段が木造であるか否かを確かめるとともに、当該階段が木造である場合は、工事監理ガイドラインに準拠して工事監理者により適切に工事監理が実行されていることを確認することとしております。 検査方法については、目視検査のほか、施工時の検査記録や写真などにより、当該直通階段の構造や防腐措置等を確認することとしています。
計画変更の見直しは、規則 3 条の 2 第 1 項第十四号イ・ロを削除するなど、建築主事等の判断に委ねることなく一律な改正をお願いする。	ご指摘の箇所については、削除することとしております。
規則第 3 条の 2 の軽微な変更の見直しについては、緩和的な改正であり、特に準備等を要しないと思われるため、4 月を待たずとも公布日と同日で施行してはどうか。	現場において円滑に施行されるよう、その他の規則改正事項と同様に、令和 4 年 4 月に施行としました。

設計図書への記載、工事監理の報告様式に項目の追加することで、同様の事故の再発を防止できると考えているのか。	令第 121 条の 2 の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合、工事監理者による工事監理状況について、当該階段が木造であるか否かも含めて、規則別記第 26 号様式等への記載を求めることで、適切な工事監理を促すこととしています。
---	---

【建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
今回の改正で新たに定期調査の対象となる階段の定義が明確ではない。	定期調査の対象はこれまでと変わりません。本改正は、従来から調査対象であった階段のうち、屋外に設ける階段で木造とするもの（一部に木材を用いているものを含む。）について、階段各部の劣化及び損傷の状況に関する調査方法及び判定基準を追加するものです。
今般追加される調査項目について、既存建築物についても、調査対象として取り扱うのか明確にすべき。	既存建築物についても、定期調査報告の対象となっている建築物は、今般追加することとしている調査項目を調査する必要があります。

屋外に設ける階段を木造とする場合に関する具体的な調査方法を示すべき。	防腐措置等ガイドラインに記載のとおり、点検口から目視点検等を行うことや、ファイバースコープによる点検、ドライバー等による触診等を行うことが想定されます。 なお、具体的な調査方法例については、同ガイドラインに付随する事例集として、今年度中を目途にとりまとめる予定です。
定期調査対象の外装仕上げ材等に該当する材料が「タイル、石貼り等」「モルタル等」と規定されているが、「等」を削除し、定期調査対象材料を列記する等、明確な規定とする、若しくは「等」に含まれる材料の考え方を示すべき。	定期調査等の調査対象となる外装仕上げ材等については、材料、工法等の観点から、劣化による剥落等の危険性を考慮し判断するものと考えており、登録特定建築物調査員講習のテキスト等にて周知しています。
赤外線装置の性能等の具体的な条件、赤外線装置の操作者ならびに画像診断者の資格要件、および航空法との関係について、具体的に示すべきではないか。	必要な内容は、今後、技術的助言等により周知する予定です。